

## 山口県本人確認情報保護審議会について

### 1 審議会の概要等

- (1) 設置根拠（住民基本台帳法第 30 条の 40 第 1 項）  
都道府県に、本人確認情報の保護に関する審議会を置く。
- (2) 審議事項
- ・住民基本台帳法に規定される違反行為をした者に対し、知事が中止命令を発する際に意見を述べること
  - ・本人確認情報の保護に関する事項
- (3) 組織（山口県本人確認情報保護審議会条例第 2 条）  
委員は 5 人以内で、学識経験者のうちから知事が任命する。
- (4) 任期（山口県本人確認情報保護審議会条例第 3 条）  
2 年（平成 28 年 8 月 5 日から平成 30 年 8 月 4 日まで）

### 2 委員

(50 音順：敬称略)

氏 名	役 職 等
いわさき みほ 岩崎 美穂	山口県消費者団体連絡協議会事務局長
たなか ようこ 田中 陽子	行政書士
まつの ひろし 松野 浩嗣	山口大学理学部長
まつむら かずあき 松村 和明	弁護士

### 3 過去の審議状況

開催日	審 議 内 容 等
平成14年 8 月	セキュリティ対策及び適切な運用について
平成15年 7 月	適切な運用について
平成17年 3 月	セキュリティの確保を前提とした住基ネットの利活用について。
平成18年 3 月	県条例による住基ネットの独自利用の検討開始について
平成18年11月	住基ネット独自利用に係る県条例の制定について（1区分4事務） 独自利用事務に係る住民の利便性向上のための住基ネットの利活用について
平成19年11月	独自利用事務について（4区分12事務追加） 住民の負担軽減に繋がる事務等への利用拡大について
平成20年11月	独自利用事務について（8区分22事務追加、1区分2事務調整後追加） 住民の負担軽減に繋がる事務等への利用拡大について
平成22年 3 月	住基ネットの市町事務の利用について（専用端末追加設置等のコスト増・ セキュリティ確保方法等の課題について）
平成23年 1 月	独自利用事務について（3区分5事務追加）
平成24年 3 月	住民基本台帳ネットワーク等に関する資料送付
平成25年 1 月	独自利用事務について（2区分3事務追加）
平成26年 1 月	独自利用事務について（1区分8事務追加）
平成27年 1 月	独自利用事務について（1区分1事務の内容の拡大）
平成28年 2 月	住民基本台帳ネットワーク等に関する資料送付
平成28年 5 月	独自利用事務について（1区分1事務：市町の執行機関への提供）
平成29年 1 月	独自利用事務について（1区分1事務追加）

## 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）抜粋

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

（住民票コードの利用制限等）

第30条の38 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（都道府県の審議会の設置）

第30条の40 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（参考）本人確認情報（住民票記載事項及び住民基本台帳法施行令規定事項）

①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住所 ⑤個人番号 ⑥住民票コード ⑦付随情報

## 山口県本人確認情報保護審議会条例（平成 14 年 7 月 9 日山口県条例第 36 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第三項の規定に基づき、山口県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（平二七条例三四・一部改正）

（組織）

第 2 条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 4 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密保持義務）

第 6 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、総合企画部において処理する。

（平二五条例四・一部改正）

（その他）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

附 則（平成二五年条例第四号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第三四号）

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。